

土砂災害危険箇所の説明と前兆現象について

◇急傾斜地崩壊危険箇所（大洲市 1,420箇所）

傾斜の角度が30度以上で高さが5 m以上の“がけ”（斜面）において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ斜面がとつぜん崩れ落ちるおそれのある箇所

（調査方法）

傾斜度30度以上でその高さが5 m以上の急傾斜地のうち、がけ崩れにより人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所

（前兆現象）

がけからの水がにごる、がけにヒビがはいる、小石がバラバラ落ちてくる

◇土石流危険渓流（大洲市 491箇所）

山や谷（渓流）の土、石、木などが、大雨などによる水と一緒に、すごい勢いで流れ下るおそれのある箇所

（調査方法）

地形図や空中写真により、地すべり地形を呈する地域の面積が5 ha（市街化区域にあっては2 ha）以上で、人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所

（前兆現象）

山鳴りがする、雨が降り続けているのに川の水位が下がる、川の流れがにごったり流木がまざり始める

◇地すべり危険箇所（大洲市 71箇所）

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面（斜面）が広い範囲にわたりゆっくりと動き出すおそれのある箇所

（調査方法）

地形図や空中写真により、地すべり地形を呈する地域の面積が5 ha（市街化区域にあっては2 ha）以上で、人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所

（前兆現象）

地面にひび割れができる、沢や井戸の水がにごる、斜面から水が吹き出す

* 調査は愛媛県実施。

避難勧告等について

避難勧告等が発令された場合は、下記を参考として確実に避難してください。

・平常時から…

土砂災害に関する知識や、近所や地域の危険性を知ってください。

自主防災組織での避難のタイミングや地域の危険箇所を把握しておきましょう！

○避難勧告等について（大洲市が発令する種類（3種類））

1. 避難準備情報

- ・避難に時間のかかる人は、避難所への避難を開始してください。
- ・通常の避難行動ができる人は、避難の準備を開始してください。
- ・災害時要援護者を支援する人は、支援行動を開始してください。

2. 避難勧告

- ・通常の避難行動ができる人は、避難を開始してください。

3. 避難指示

- ・避難行動中の場合は、直ちに避難を完了してください。
- ・まだ避難していない場合は、直ちに避難を開始してください。

住民の皆様へ

・豪雨時には…

土砂災害に対する危機感をもって前兆現象等に注意し、近所に声をかけながら早めの自主避難に努めてください！

「土砂災害警戒情報」について

○どうやって知ることができるの？

テレビやラジオ、愛媛県及び気象庁ホームページを通じてみなさんにお知らせします。

○土砂災害警戒情報とは？

大雨警報の発表後、土砂災害の恐れがある時に、危険度が非常に高くなった地域に、愛媛県と松山地方気象台が共同して発表する土砂災害に関する情報です。

○土砂災害警戒情報の活用方法は？

土砂災害から自らの安全を確保するため、「早めの避難」を判断する目安として活用してください。

* 土砂災害警戒情報、避難勧告等が出ていなくても早めの避難を心がけてください。

・「えひめの砂防」ホームページアドレス

<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/070sabou/00005743041124/index.htm>

・気象庁ホームページアドレス

<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>



No.	避難場所	TEL
51	長浜ふれあい会館	52-1210
52	長浜保健センター	52-3055
53	長浜スポーツセンター	52-2712
54	長浜高等学校	52-1251
55	長浜中学校	52-0303
56	長浜小学校	52-0073
57	青島コミュニティセンター	52-2933
58	今坊しおさい館	52-0423
59	今坊友愛館	52-1469
60	喜多灘小学校	52-1367

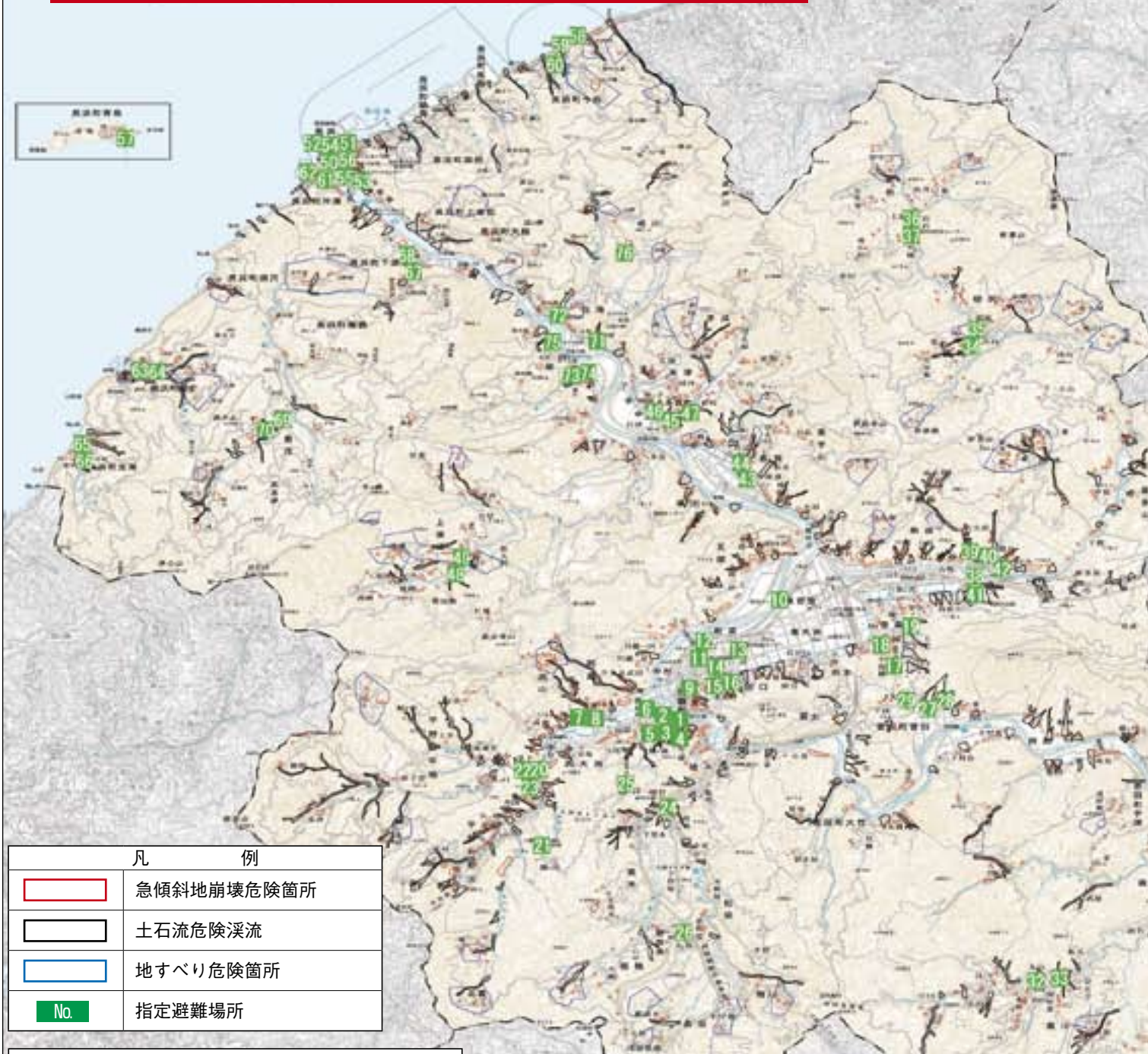
No.	避難場所	TEL
61	沖浦公民館	52-0530
62	長浜高齢者コミュニティセンター	52-2892
63	櫛生福祉センター	53-0101
64	櫛生小学校	53-0012
65	出海公民館	53-0013
66	出海小学校	53-0116
67	大和公民館	52-2831
68	大和小学校	52-0622
69	豊茂公民館	57-0303
70	豊茂小学校	57-0302

No.	避難場所	TEL
71	白滝公民館	54-0301
72	白滝小学校	54-0302
73	白滝公民館 柴分館	-
74	柴小学校	54-0303
75	養護老人ホームさくら苑	59-7010
76	戒川小学校	54-0350
77	肱川公民館	34-2307
78	中野小学校	34-2160
79	肱川中学校	34-2003
80	肱川農業者レクリエーションセンター	34-2033

No.	避難場所	TEL
81	正山自治センター	34-3116
82	正山小学校	34-3108
83	大谷自治センター	34-2133
84	大谷小学校	34-2661
85	岩谷自治センター	34-2974
86	元岩谷小学校	-
87	予子林自治センター	34-2203
88	予子林小学校	34-2170
89	中津集会所	-
90	肱川風の博物館・歌麿館	34-2181

No.	避難場所	TEL
91	河辺老人福祉センター	39-2222
92	河辺小学校	39-2016
93	河辺農業構造改善センター	39-2810
94	河辺中学校	39-2524
95	河辺ふるさとの宿	39-2211
96	河辺地域活性化センター	39-2812

大洲市土砂災害防災マップ



凡 例	
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険溪流
	地すべり危険箇所
	指定避難場所

問い合わせ先

市役所危機管理課 ☎24-2111
 長浜支所総務商工課 ☎52-1111
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111

【詳しい場所を確認することができます】

詳細な場所は、大洲市ホームページからみることができます。ご自宅周辺の危険箇所を確認したい場合は、大洲市ホームページの「大洲市の防災マップ」をご覧ください。

アドレス：<http://www.city.ozu.ehime.jp/inner/dss/>

また、本庁、支所、連絡所等に本地図を拡大した図面を設置していますので、そちらもご覧ください。

【避難場所一覧】

No. 1	肱南公民館	24-3161	No. 11	総合体育館	24-6255	No. 21	大洲体育センター	23-5524	No. 31	大成小学校	27-0278	No. 41	大洲福祉会館	25-0947
No. 2	市民会館	24-4105	No. 12	喜多小学校	24-4565	No. 22	平野小学校	24-2326	No. 32	大洲基幹集落センター	27-0522	No. 42	帝京第五高等学校	25-0511
No. 3	大洲小学校	24-2532	No. 13	総合福祉センター	23-0294	No. 23	平野中学校	24-3309	No. 33	蔵川小学校	27-0324	No. 43	三善公民館	26-0120
No. 4	大洲南中学校	24-2211	No. 14	大洲農業高等学校	24-3101	No. 24	南久米公民館	24-2208	No. 34	柳沢公民館	25-2400	No. 44	三善小学校	26-0047
No. 5	大洲高等学校	24-4115	No. 15	大洲隣保館	24-6100	No. 25	国立大洲青少年交流の家	24-5175	No. 35	柳沢小学校	25-0886	No. 45	八多喜公民館	26-0145
No. 6	特別養護老人ホームとみほ	23-0210	No. 16	大洲北中学校	24-2227	No. 26	南久米小学校	24-7453	No. 36	田処小学校	25-4778	No. 46	粟津小学校	26-0140
No. 7	久米公民館	23-3527	No. 17	平公民館	25-1131	No. 27	菅田公民館	25-2901	No. 37	農村活性化センター	25-1266	No. 47	大洲東中学校	26-0046
No. 8	久米小学校	24-2312	No. 18	平小学校	25-3558	No. 28	菅田小学校	25-2909	No. 38	新谷公民館	25-0024	No. 48	上須戒公民館	26-0146
No. 9	社会教育センター	24-6302	No. 19	徳森児童センター	25-4735	No. 29	肱東中学校	25-2910	No. 39	新谷小学校	25-0803	No. 49	上須戒小学校	26-0049
No. 10	防災センター	59-1451	No. 20	平野公民館	24-2431	No. 30	大川公民館	27-0200	No. 40	新谷中学校	25-0056	No. 50	長浜体育館	52-1111

風水害への備え

正確な情報をいち早くキャッチ

風水害は、突然起こる地震災害と違って、テレビやラジオなどで事前に予測される規模や襲来時間を知ることができず、気象情報を確認し、早めに安全対策をとります。

予測が可能な風水害

これからの時期は梅雨前線豪雨や台風などによる風水害が心配されます。集中豪雨は、狭い地域に短時間

のうちに集中的に降る大雨のことをいい、梅雨の終りによく起こります。また、台風は7、9月にかけて日本に接近します。集中豪雨が起きると河川のはん濫、がけ崩れ、地すべりなどの被害を生じ、河川の近くや造成地、がけ付近などでは特に注意が必要です。

大雨により重大な災害のおそれがある場合、「大雨警報」が発表されます。(南予北部での発令基準は1時間雨量の場合、平地で50ミリ超、山地で60ミリ超)

さらに大雨警報発表中に土砂災害の危険度が高まった場合、「土砂災害警戒情報」が市町単位で発表されますので、テレビやラジオなどの気象情報に注意しましょう。

一人ひとりが早めの安全対策を

市から避難勧告や指示が発令されたら、近所同士で声をかけあい、消防、警察や、自主防災組織の誘導に従って、すみやかに避難場所に避難し



シリーズ防災 No.2

ましよう。避難勧告や指示がなくても、住んでいる地域が危険な場合や、子どもや高齢者、体の不自由な人がいる場合には、早めに自主避難しましょう。

1時間雨量とその降り方

1時間の雨量が20ミリを超えると、土砂降りで側溝があふれ、小さな川のはん濫やがけ崩れの危険があります。

さらに、1時間の雨量が30ミリを超えると、バケツをひっくり返したような激しい雨となり、山崩れやがけ崩れが起りやすくなります。危険地帯では、避難の準備が必要です。

問い合わせ先

市役所危機管理課防災係
☎21111 (内線352)

高齢者を狙う

悪質商法にご注意ください！

高齢者につけこんで、うまい話・優しい言葉で親切そうに忍び寄ってくる悪質商法の手口をご紹介します。

- **催眠(SF)商法**：チラシなどで会場に誘い販売員が巧みに雰囲気盛り上げて、最終的に高額商品の購入契約をさせる。(布団、健康食品、健康器具など)
- **点検商法**：点検と称して訪問し、「耐震性に問題がある」「水が汚れている」「布団にダニがいっぱい」などと消費者の不安をあおり不要な契約を結ばせる。(リフォーム工事、浄水器、布団など)

※うまい話、優しい言葉にご用心！契約はくれぐれも慎重に！「たまされたかな」「おかしいな」と思ったらすぐに相談しましょう。

りきれず、契約を結んでしま。う。(リフォーム工事、着物、健康食品など)

- **送りつけ商法**：注文していない商品や、寄付を募った商品を一方的に送りつける。勘違いして代金を支払うことを狙って、しつこく代金を請求することもある。(企業雑誌、新聞、皇室写真集など)

【消費生活に関する相談窓口】

市役所商工観光課
商工観光第1係
☎21111 (内線535)

または各支所総務商工課
愛媛県消費生活センター
☎089-925-3700
☎089-946-5539
FAX 089-946-5539
e-mail: seikatu-center@pref.ehime.jp

洪水時の避難の呼びかけと発令基準

呼びかけの区分	緊急度	発令基準の目安	住民の皆さんが取べき行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	★	各地区の浸水時期または堤防越流開始時期(注)約3時間前	要援護者は、介護者、支援者とともにあらかじめ定められた避難場所などへ避難行動を開始する。
避難勧告	★★	各地区の浸水時期または堤防越流開始時期(注)約2時間前	通常の避難行動ができる人は、あらかじめ定められた避難場所などへ避難行動を開始する。
避難指示	★★★	堤防決壊の危険性のあつた浸水時期(注)約2時間前	未だ避難していない人は、直ちに避難行動を開始し、生命を守る最低限の行動をとる。

(注) 時間は、標準的な目安であり、雨量、水位の状況などにより長くなったり、短くなったりしますのでご注意ください。

刈草の提供について

刈草の提供について

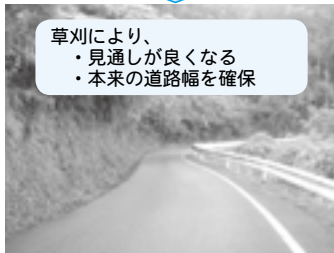
大洲土木事務所では、道路の安全を確保するため、年に1回の割合で県道の草刈を行っております。

従来、刈草は主に焼却処分していましたが、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈草のリサイクル（再利用）を推進しています。

平成18年度から、広報紙により刈草の提供についてお知らせしているところですが、今年度も同様に希望者への提供を実施いたしますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料などとして、ぜひご活用ください。



道路に草が繁茂すると…
・見通しが悪く危険
・道路幅が減少する



草刈により、
・見通しが良くなる
・本来の道路幅を確保

刈草は、
“有効な資源”です。



敷き草として



堆肥の原料として



飼料として

提供する方法

■ 県道各所の仮置き場に取りに来ていただき、その場で提供いたします。

提供する期間

■ 8月中旬～9月上旬の予定
(7月上旬受付開始)

問い合わせ先

大洲土木事務所
道路課道路補修係
☎24-5121 (内線317、319)

※今回は事前のお知らせです。提供開始前に再度広報誌でお知らせいたします

コイヘルペスウイルス病まん延防止のため のコイの持ち出しの制限、放流等の制限及び び遺棄の禁止について

コイヘルペスウイルス病（KHV）は、コイ特有の疾病で、人に感染することはないが、感染したコイを食べても人体に影響はないものの、感染したコイは、病死する率が高いため、まん延した場合に、コイ養殖業や内水面漁業に大きな影響が出るのが予想されます。そのため、平成20年3月14日付け愛媛県内水面漁場管理委員会指示第4号において、コイに関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、つぎのとおり指示されましたので、ご注意ください。

1. 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ちだしてはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外、してはならない。

ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2. 指示の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

問い合わせ先

市役所農林水産課漁政係
☎24 2111 (内線225)

